

茨城県における障害者雇用の改善を求める声明

障害者施策は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する（障害者基本法第1条）」という基本理念に基づき進められています。

このような共生社会を実現するために重要な柱となる「職業を通じた社会参加」を推進するため、障害者がその有する能力を発揮して働くことのできる場の確保や働きやすい環境づくりを推し進めるために障害者雇用促進法そして障害者雇用率制度があります。

こうした中、中央省庁や多くの地方自治体において多年にわたって、障害者雇用の水増しが行われていたことが明らかになりました。

本県においても、障害者手帳や診断書などを確認せずに障害者の雇用数に参入していたとの発表があり、その数は、2017年度では118人で、これらの未確認者分を除くと法定雇用率を大幅に下回る結果となっています。

本来、障害者雇用の理念を踏まえ、積極的に障害者を雇用し、民間事業者に対して範を示すべき国や自治体において、今回明らかとなった問題が長期間にわたり続けられていたことは、大変残念でなりません。

県においては、今回の問題が発生した根本原因を徹底調査し、再発防止策を講ずるとともに、早急に障害者雇用の推進するための対策を定め実行することにより、法定雇用率を誠実に確保するよう求めます。

また、これを機に、共生社会の実現に向けて、民間事業者による、障害者雇用の取り組みについても、一層促進されるよう、指導・啓発と支援策を強化・充実するよう求めます。

平成30年9月13日

一般社団法人 茨城県手をつなぐ育成会
会長 矢野 清